

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL・FAX 052-883-6966 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>

労働安全衛生法と

時短法の「改悪」反対!!

いま国会に「労働安全衛生法等の一部を改正する法案」が上程されています。法案は、過重労働健康障害防止対策や重大災害防止策を進める上で、重大な問題をはらんでいます。職場での反対決議や地元出身議員への要請行動など、改悪反対の世論と運動を広げましょう。

■労安法、時短促進法など一括提案 *****

事業現場での重大災害を受け、「労働安全衛生法等の一部を改正する法案」が国会に上程されました。労安法、労災保険法、労災保険徴収法、時短促進法の四つの法案の一括提案で、大変問題の多いものです。以下、法改正の主なねらいや問題点、改善点をまとめました。改悪反対・改善要求実現のたたかいを広げて下さい。

「100時間残業、本人申し出で 医師の面接指導」が予防対策か?!

法改悪では、「事業者の義務として、一定時間を超えて残業した労働者への産業医への面接指導を行う」としています。しかし、これには「月100時間、本人申し出」が条件というものです。

100時間とは、過労死認定基準で、強制的にでも残業をやめさせ休息・休眠をとらせる、いつ倒れてもおかしくない、過労死寸前の状態です。100時間も残業するほど追い込まれて、本人が申し出ることができるのでしょうか？できるはずはありません。事業主の健康配慮義務や労働時間管理責任は、どうするのでしょうか。

厚生労働省の指針に基づき、「1ヶ月の残業時間が45時間を超えた労働者への医師の面接指導」を労安法に盛り込み、実効ある過労死・過労自殺予防措置を強く求める必要があります。

全国センター、労安法などの 改悪反対の闘いを具体的提起

＝ 5月下旬がヤマ場か＝

厚生労働委員会審議は、4月27日、介護保険法の採決を強行しました。次に、障害者自立法案の審議に入り、その次に労安法などの改悪の審議に入る予定です。5月下旬からが山場になります。

4月27日に、国会議員との懇談会を設けましたが、介護保険法の審議最終日と重なり、共産党の小池・山口議員と社民党の福島瑞穂の秘書しか参加しませんでした。圧倒的な議員は、労働現場の実態が分かっていなくて、労安法の改悪が、どのような問題を持っているのか知らないのが実情です。

■全国センターの取り組みの提案

1. リーフレットの普及
2. 地元議員へのはがき要請をやりきる
3. 県センターや県労連、弁護士、過労死家族の会、医療関係団体などとともに県の労働局交渉を行い、その見解、今後の対応を聞き、政府への働きかけを要請する。特に、「100時間問題」は、政令で決めようとしているので、労働局への働きかけが重要。
4. HP(ホームページ)に、労安法コーナーを設ける。
5. 新聞・テレビなどへの投書活動を強める。
6. 加盟団体への働きかけを強め、要請書・職場決議をあげる。
7. 連合・中立・単独労組などへ働きかける。
8. 医師会・弁護士会などに共同を広げる。
9. 京都では、「労働法制改悪反対京都連絡会」を結成して、学習会・街頭宣伝・集会デモ・メーデーでのチラシ配布を予定している。

<要請先議員>

(自民)大村 秀章 〒446-0051箕輪町正福田94
(自民)青山 丘 〒489-0922瀬戸市市場町13
(民主)中根 康浩 〒444-0063元能見町51
(公明)草川 昭三 〒481-0041西春町九之坪
寺領41

<要請はがきの例文>

労働時間短縮で過労死・過労自殺と 重大災害の防止対策を求めます

ー労働安全衛生法等の一部改正に対する要請ー

今通常国会に上程された「労働安全衛生法等の一部を改正する法案」について、働くもののいのちと健康を守る制度の後退に反対し、以下の方向で修正することを要請します。

- 1) 過労死・過労自殺予防対策としての医師の面談指導は、「月100時間以上の残業」「本人の申出」という要件を改め、少なくとも月45時間以上残業した労働者に行うこと。
- 2) 重大災害を防止するため、下請労働者が多数混在する製造業等の事業場においても労安法第30条を適用し、建設業のように元請企業の労働安全衛生を管理する責任を明確にすること。
- 3) 健康障害の原因である長時間残業やサービス残業を規制し、すべての労働者に国際公約の年間1,800時間労働が実現するまで短時間促進法を存続させること。

住所および氏名、一言

名古屋地裁・泰中広子さん勝訴！

ゆたか福祉会は謝罪

2002年9月23日、ひとりの看護師が、40人の職員から数時間に渡り言葉の暴力を受けた。彼女の名前は泰中広子さん。

彼女は、この言葉の暴力が原因で、重篤なうつ病になり、以来休職を余儀なくされた。この事件に、法人とゆたか労組役員に責任はあるのかが問われ、4月27日、名古屋地裁橋本裁判長は、被告を断罪した。慰謝料500万円を連帯して支払え、及び休職後の未払い賃金840万円を支払え、が判決の内容である。

橋本裁判長は、「大浦所長らが中心となり、原告を非難糾弾したただけでなく、非難する発言をするよう職員を誘導、扇動した。」と述べている。

ゆたか福祉会は、300余人の職員と500人余りの利用者が作業し、生活する大手の福祉法人である。10年前から、法人とゆたか福祉会労組は、オカルトまがいの「綱領教育」に狂奔。その結果、物言えぬ職場、批判を許さぬ風潮を作り上げてきた。

2002年7月、ゆたか労組を脱退した職員で、愛労連ローカルユニオンが結成された。泰中さんも、職場の現状と将来を考え、ローカルユニオン加入を決めたことが、事件の口実とされた。

なお、ゆたか福祉会は謝罪とともに、地裁判決を受け入れることを表明している。

(文責 大家信義)



菜の花祭り食糧メーデー

4月29日(祝)、豊明市沓掛町切山台で、菜の花祭りが開催され、晴天に恵まれ、菜の花畑の中で、楽しい一日を過ごすことができました。主催団体の「食糧、農業、健康を考える愛知の会」の第15回目の食糧メーデーも兼ねて開催されました。

菜の花祭りは、畑の真ん中で、地元の東郷太鼓サークル「華鼓」による開幕太鼓の演奏で始まりました。続いて、「これが尾張のホレホレバンド」が、食糧メーデーの歌や、農業・環境・町づくりに思いを寄せる歌を、沢山、ゆったりと心地よく奏でました。主催者である、豊明市沓掛町切山台菜の花発起人の土井照雄から、経過説明と菜の花運動への思いが語られました。ひととき大きな声援が上がったのは、名古屋市長選挙を闘った、くれ松さんの登壇でした。

四張りのテントでは、遺伝子組み換えでない、純国産テンブラ油(豊田・加茂の花丘商事栽培、岡崎・太田油脂製造)100本の展示即売、農民連の野菜、地元産タケノコの水煮が、瞬く間に売りきれとなりました。また、焼きそば、豚汁、お茶にビールが、話の輪を盛り上げました。さらに、野点も行われました。農道では、NPO・名古屋青空センターが企画したテンブラ油で走るディーゼル車の試乗が行われ、さかんに排気ガスの臭いをかぐ風景が見られました。

菜の花祭りは、「食糧、農業、健康を考える愛知の会」、NPO・なごや青空センターの公害患者の皆さんと地元の皆さん等200名が参加しました。(土井照雄)

住 軽 金

鈴木明男さん

強制出向裁判

同意のない出向命令を解除 勝利的和解が確定

本人の同意がないまま子会社に出向を命じたのは不当だとして、住軽金・鈴木明男さんが、「住軽金に出向命令の無効確認」を求めた訴訟は、4月1日、出向命令が有効であることを確認したうえで出向を解除することで、名古屋高裁で和解が成立しました。10年に及ぶ裁判の結果、勝利和解を勝ち取りました。

■裁判の争点 *****

強制出向無効裁判の争点は次のとおりです。

1. 本人の同意のない出向は無効である
2. 出向協定は、鈴木明男さんの入社時にはなかったこと、その後締結したものの、出向先・期間などが記載されていないため不充分。
3. 出向についての打診段階で、出向に応じない鈴木さんに、「殺すゾ！」と言いながら、鈴木さんの腹部を指で突いての脅迫言動。
4. 労組役員選挙の候補者を出向させて、労働組合活動を妨害する不当労働行為。
5. 常昼職場があるのに「ない」としたり、出向の必要性・合理性の欠如。
6. アルミの檻事件(1985年)以降、鈴木さんを孤立させるために、一人職場に配置して、見せしめ差別を継続してきた。

■和解の意義 *****

1. 違法不当な出向をやめさせる事ができた
2. 一人でも不正義を許さないと立ち上がれば何とかできる
3. 鈴木さんの楽天性が裁判全過程を支えた
4. 強制出向無効裁判は、労働者の自己表現の取り組み、自己決定権確立の取り組みであり、憲法で定める個人の尊厳と労働者の人権確立を求める歴史的な一過程

■原告・鈴木明男さんお礼の言葉 *****

長い間、多くの皆さんに支えられて勝利することができました。

二交代で24時間労働を断ったため、強制的に出向させられ、「本人の同意のない出向は無効だ。」と裁判で闘ってきました。

和解の内容は、住友軽金属で就労、常昼勤務ですから、私の主張がとおりでした。

今後とも、健康で安全な職場づくりをめざして奮闘します。

ご支援有り難うございました。

愛知労働局、過重労働と認めず 理不尽で非人間的な決定

弁護団会議で、即日再審査請求決定

もう少し頑張りたい

再審査請求者・内野博子

署名を頂いた皆様方へ

新緑がまぶしい季節になりましたが、皆様方におかれましては、ご健勝のことと存じます。

ところで、夫・内野健一の、豊田労基署における業務外認定の取り消しを求め、'04年1月に愛知労働局へ審査請求を行いました。運動の中で、認定を求める署名に取り組んだところ、皆様方から多数の署名を頂き、大変勇気づけられました。また、頂いた署名の中には、署名用紙を増刷して敢り組んで頂いたものもあり、感謝の気持ちで一杯です。

皆様方から頂いた署名は、短期間に17,350筆にも上り、愛知労働局交渉の時に提出させて頂きました。本当に有り難うございました。心から御礼申し上げます。

4月初め、愛知労働局から「決定書」が郵送されてきました。審査請求の結果、夫の被災は、労働災害とは認められませんでした。

「決定書」に書かれていた理由は、豊田労基署の内容に比べ、一段とひどいものでした。主人が、定時後、会社に4時間ほどいた事は認めたものの、時間外労働時間はさらに削られ53時間しか認められていません。その理由は、「(午前1時の)勤務時間終了後、(午前4時過ぎまで)全ての時間、仕事をしていた訳ではない。お茶を飲みながら雑談をしていた。」というものでした。その根拠として、愛知労働局担当審査官は、上司や同僚から聞き取りをした内容の一部をそのまま鵜呑みにしています。

夫は、被災当日発生した不具合のトラブル、及びそのトラブルへの対応のために、関係部署を駆けずり回って謝罪し、ラインを止めないように腐心しています。これらのトラブルに相当のストレスがかかったことや、主人が担っていた、その他の役割による負担を全く評価していません。私が、上司や同僚の方に、最初に直接お会いして、主人の様子をお尋ねした時に比べ、明らかに内容が異なっているのです。その上、重要な方の証言が省かれていることも判明しました。どうして公平であるはずの審査官が真実を変えるのか

信じられません。誰を信じたらいいのか、本当に主人に申し訳ない気持ちで一杯です。

4月19日(火)午後、弁護士会議が開かれ、今後についての検討を行いました。その結果、労働保険審査会(東京都港区)=中央審査会に再審査請求を、即日行うことになり、翌日20日に受理されました。

正直言って、請求を続けることは、私にとって非常に負担で、精神的にもストレスが続き、日々の生活を乱す辛いことです。しかし、主人は、優しい性格から、異常な数の、トヨタ独自の役割を任命され過重となって、みんなが心配していました。けれども、上司や部下に人一倍気を遣って丁寧に作業をし、最後には、過労により会社で倒れたのです。

愛知労働局が決定した理由は、到底納得できるものではなく、再審査請求に踏み切りました。署名に取り組んで頂いた皆様、支援する会や名古屋過労死家族の会の方々の応援を心の支えとして、「認定」という形で主人の頑張りを認めさせたいと思っています。

どのくらいかかるか分かりませんが、主人のためにも、トヨタで働く人々のためにももう少し頑張りたいと思います。お力添え、ご支援をどうかよろしくお願い申し上げます。

2005年4月28日 内野 博子

内野さんの労災認定を支援する会総会のご案内

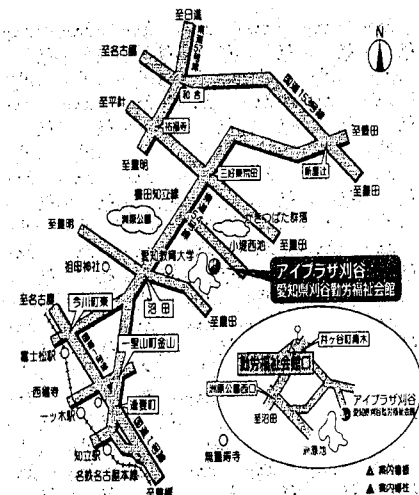
日 時：5月29日(日)
13:30～

場 所：刈谷勤労福祉会館
第3会議室

交 通：名鉄知立駅より約30分
バスの本数が少ないため送迎用車を用意
ご利用の方は、下記連絡先までTELを。

連絡先：山下 仁
(TEL&FAX)
0565-29-6180

刈谷勤労福祉会館 (地図)



刈谷市美術館職員の公務災害を認めさせるための

倉田さんを支援する会第2回総会の案内

6月5日(日) 午後1時30分～4時30分
刈谷市民会館 松の間(3階)

刈谷市美術館職員であった倉田さんの公務災害＝過労死を認定させるために、ご遺族や支援者が中心になって「倉田さんを支援する会」がつけられたのは、昨年(2009)の5月29日でした。

あれから1年がたとうとしています。認定についての動きが具体化しているわけではありません。しかし、会の設立後多くの方が入会され、また刈谷市当局や基金支部への申し入れや、署名集めなど様々な活動をおこなってきました。

これからの私たちの運動の発展のため、ぜひ総会に参加して下さい。

【総会当日のお願い】

当日参加される会員の皆さんは、年会費1000円を用意していただければ幸いです。

当日のプログラム

13:00 受付

13:30 総会

講演 経過報告

ご遺族からの訴え

今後の行動提起 まとめ

16:30 終了予定



※総会当日は、託児所も準備します。
お子様連れの方も、気楽に参加を。

倉田さんを支援する会(略称)

刈谷民商内 Tel 0566-21-5101 FAX 0566-21-5199

〒448-0842 刈谷市東陽町4-8 minsho@katch.ne.jp

住軽金・榑田社長は 遺族の痛みを受け止めよ！

＝ トップの決断が会社の評価を高める ＝

■団体定期保険の他にも争議がいっぱい

住友軽金属は、団体定期保険の他にも各種の争議をかかえています。その一部を紹介します。

（その１）労働組合活動の妨害

子会社・スミケイ運輸は、誕生した個人加入の労働組合に対して不当労働行為を繰り返してきました。

組合事務所設置に対する、執拗な親会社の妨害に対して、愛知労働委員会は「住友軽金属（株）は、スミケイ運輸（株）が、スミケイ運輸親交労働組合事務所を、豊川営業所において貸与することに異議を述べてはならない。」と明快な命令を出しました。ところが、会社はこれを不服として中労委に上告し、労働組合の敵視を改めようとしません。

（その２）労災隠しを押し通す

丹羽弘一さん(54才)は、名古屋製造所でアルミの切断処理作業中、油で足を滑らせ転倒し腰を強打しました。激痛をおして構内の診療所へたどり着き、会社と道一つ隔てた中部労災病院へ搬送を頼みました。しかし、産業医は丹羽さんの上司と打合せ、タクシーを呼んで自宅に送り返してしまいました。

その後痛みを抱えたまま、交代勤務に就かされ病状を悪化させました。結果的に寝たきりになり、労災審理中（中央労働審査会）にもかかわらず3月末に解雇されました。

■団体定期保険の目的は遺族補償、住軽金は真摯に最高裁和解に臨め!!

団体定期保険裁判は、2005年1月から、最高裁で和解協議に入っています。

第2回目の和解の席で、会社は一人100万円の解決金を支払うという回答を出しました。思わず「ふざけるな!!」と言いたくなる態度です。

「オレオレ詐欺」が大きな問題になっています。遺族をだまして提出させた「死亡診断書」を使って、保険金を横取りしたのは同じレベルの犯罪行為ではないでしょうか。

■「保険金の一部は遺族に払うべきもの」＝山下教授（東大・保険学）

保険学の権威、山下友信教授（東京大学）は、近著「保険法」（2005年3月有斐閣）の中で、会社を大喜びさせた近藤裁判名古屋高裁判決（「払込保険料総額が死亡保険金額を上回っていて会社は不当な利益を得ていない。」という赤字論を容認）を批判しています。「宝くじは夢を、保険は安心・安全を買うもの」であり、会社の儲けの対象にするにはいかながなものでしょうか？

長年に渡って積み上げてきた判例の水準では、遺族の受取分は50～60%というところですよ。会社・住軽金に入る2億5000万円に対し、4人で合計400万円しか出せぬとは余りにも欲が深いと言わなければなりません。

原告の声

団体定期保険裁判原告・近藤弘子さん

「保険の目的は遺族補償にある」という夫の遺志を引き継いで、9年間夢中で頑張ってきました。「労働者の死によって会社が儲ける」いくら何でもこれは許せません。

目下、最後のヤマ場、最高裁の和解協議で全力投球をしています。

一人当たり6000万円を超える保険金を受け取っていながら、住軽金は、一人100万円の解決金で手を打ちたいと回答してきました。遺族と最高裁を小馬鹿にした態度です。調査官（判事）も会社の姿勢に憤慨しています。

保険会社は、隣国の中国にも進出を始めています。アジアレベルで、労働者の人権に関わる大きな問題であると思っています。

団体定期保険裁判署名・上申書到達点

2005. 4. 20 累計

ご協力有り難うございました

個人署名	57,391	筆
団体署名	3,442	団体
上申書（個人）	404	通
上告補充書（弁護団）	16	通

お知らせ

2005年愛知健康センター「年会誌」原稿募集中

愛知健康センターでは、いのちと健康を守る活動の実績と学習の資料として、毎年1回「年会誌」を発行しています。

今年の「年会誌」にあなたの原稿を、是非、お寄せ下さい。

原稿締切期日：7月2日（土）



「労災・過労死・過労自殺110番」を実施

4月28日（木）、愛知健康センターは「過労死・労災110番」を開設した。電話を2本用意し、事前にマスコミの協力をいただき、街頭でも案内を行った。

担当はセンター事務局で、分担しながら7人で対応した。直接来訪1件、前日1件を含めて8件の相談があった。

■昨年10月に採用され、その翌日にケガ。休業補償を4日後にもらうが、それきり。会社に問い合わせたところ、保険料28,000円支払ったら手続きすると返答有り。34歳男性。

→後日来所相談する。

■30歳の息子は西三河K町のコンビニの店長。主婦や学生のバイトが、厚生年金も一時金もないのですぐにやめるので、店長が昼も夜も眠らないで働いている。母親より。

→あきらめないで、オーナーに条件改善を要求するよう助言。

■女性から友人のことで。職場でいじめられ、カウンセリング、短期入院もし、医療費52万円払った。労災は認められないか。

→本人の来所相談を勧めた。

■今年3月就職した製版会社（約70人）で、残業・深夜勤務しているが、一切手当がない。若い男性。

→可能な限りの記録をもって愛労連労働相談員に相談するよう勧めた。

■30歳の息子が3月25日自殺。5年間長野・東京のNTTの子会社で、毎日午前様。2年前にも息子と同期の若者が自殺している。会社はガードを固めている。

→労災申請のための資料収集を助言し、東京センターを紹介。

■4月5日豊田市の工事現場で倒れた

50歳男性。すぐに救急車を呼ぶべきなのに、上司は会社の車を呼び安城の病院に送り、3時間もかかった。医師が「手遅れ、もっと早くつれてくるべきだった」と言った。労災にはならないか。

→民事裁判も検討をと助言。

■73歳男性妻と来所。6年前転落事故。両かかと・骨盤・腰椎骨折で労災認定。3年で治癒・打ち切り。障害は14級だが、痛みがひどく、高額のかかとと足裏の補装具を改修したい。4階の高さで労基署には足場からと報告したが、実ははしごだった。

→再発申請を勧め、民事裁判の検討も助言。



過労死110番の電話相談に応じる事務局員



メーデー参加者

第1回中央労働安全衛生学校

1. 学校のねらいと対象

(1) 目的

リストラ・「合理化」や「労働の規制緩和」が強行されるなかで、非正規労働者の増大、長時間過密労働や成績主義管理にともなう労働ストレス、パワハラ・セクハラの横行など、厳しい労働環境が広がり、過労死・過労自殺や精神疾患の増大、重大災害の頻発など、労働者のいのちと健康が深刻な事態に直面している。激変する情勢を切り開くには、職場を基礎にした労働安全衛生活動の活性化と担い手づくりにある。

「中央労働安全衛生学校」は、直面する情勢と課題、労安活動を基本や実際を系統的に学ぶ学校として企画する。

(2) 対象

参加対象は、労働安全衛生委員、労働安全衛生担当者、単産・地方センター役員など、広く呼びかける。

2. 日程・場所、規模、費用

(1) 日程・場所……06年6月4日午後1時から5日午後3時まで 静岡県熱海

(2) 規 模……100名(単産2～5人)

(3) 費 用……2万円前後(1泊3食)

3. 学校スケジュール

	時間割		演題	講師
第1日目	13:00-13:15	開校式	校長挨拶、その他	
	13:15-14:30	第1講義	「労働者のいのちと健康を守る運動の歴史と今日的課題」	福地保馬(全国センター理事長)
	14:40-15:55 14	第2講義	「労働の多様化と下、職場健康調査の作成分析する視点」	渡部真也(全国センター顧問)
	16:05-17:35	自由討論		
	19:30-21:00	相談会	職場での労働安全衛生活動や労災・職業病の相談	高田勢介(全国センター相談員)
第2日目	08:30-09:45	第3講義	「職場遵守の視点と職場改善」	阿部真雄(労働科学研究所・特別研究員)
	9:55-11:25	自由討論		
	11:25-12:10	昼食休憩		
	12:10-13:10	第4講義	「労安法・労災補償法の基本と最近の労働安全衛生行政の動向」	丹野弘(全労働中央執行委員)
	13:20-14:20	第5講義	「安全な仕事はディーセントワークの前提、労安活動と労働組合の役割」	熊谷金道(全労連議長)
	14:20-15:00	閉校式	レポート作成、修了証書	

<参加申し込み>締め切り：5月23日までに愛知健康センターへ

当面の日程

月 日	事 案	時間・場所など
5月11日(水)	健康学校A講座 講師：名市大医学部教授井谷先生 「過重労働と疲労健康障害の予防」	18:30 労働会館本館会議室
17日(火)	団体生命保険裁判最高裁第4回和解協議	東京
	第21回事務局会議	10:00 事務所
18日(水)	健康学校B講座 講師：中京大学経営学部教授猿田先生 「あなたの働き方を見直しませんか」	18:30 労働会館本館会議室
	金丸支援する会総会	16:00 労働会館本館会議室
21日(土)	泰中判決報告集会	18:30 東館
25日(水)	東野裁判	13:30 名古屋地裁1103法廷
	健康学校C講座 講師：木下恵市氏(いの健京都センター事務局長) 「職場のメンタルヘルスとその対策」	18:30 労働会館本館会議室
29日(日)	内野さんの労災認定を支援する会	13:30 刈谷勤労福祉会館
30日(月)	第22回事務局会議	10:00 事務所
6月1日(水)	健康学校D講座 講師：名南ふれあい病院長田渕哲雄先生 「睡眠の重要性とバイリズム・生活習慣病」	18:30 労働会館本館会議室
2日(木)	第5回理事会	18:30 労働会館本館会議室
6月4日(土) ～5日(日)	第1回中央労働安全衛生学校	6/4 13:00～6/5 15:00 熱海市
5日(日)	倉田さんを支援する会総会	13:30 刈谷市民会館3階
6月12日(日) ～13日(月)	愛知健康センター一泊学習会	鳥羽
7月2日(土)	愛知センター「年会誌」原稿締切	